

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○ 告示	三三
○ 救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件	三三
○ 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件六件	三四
○ 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件	三六
○ 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件	三六
○ 土地改良事業計画を変更することを認可した件	三七
○ 道路の区域を変更する件六件	三七
○ 公告	三九
○ 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件	三九
○ 県営土地改良事業の工事が完了した件	三九
○ 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件	三九
○ 福島県選挙管理委員会	三九
○ 選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数並びに福島県議会議員選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数を告示する件	三九

告 示

福島県告示第百三十五号
 救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を平成二十八年三月九日救急病院として認定した。
 平成二十八年三月十一日

名称
 医療法人辰星会栴記念病院

所在地
 二本松市住吉一〇〇

福島県知事 内堀 雅 雄
 認定有効期限
 平成三十一年三月八日

（地域医療課）

福島県告示第百三十六号
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十八年三月十一日から同年七月十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び白河市産業部商工課に備えて縦覧に供する。
 平成二十八年三月十一日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 カワチ薬品白河東店 福島県白河市中田二十三番一ほか
- 二 変更した事項
 大規模小売店舗の所在地
 （変更前）福島県白河市中田百十番一ほか
 （変更後）福島県白河市中田二十三番一ほか
- 三 変更した年月日
 平成二十八年二月二十三日
- 四 届出年月日
 平成二十八年二月二十三日
- 五 届出をした者
 株式会社カワチ薬品

（商業まちづくり課）

福島県告示第百三十七号
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十八年三月十一日から同年七月十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市商工観光部商工労働課に備えて縦覧に供する。
 平成二十八年三月十一日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 カワチ薬品湯本店 福島県いわき市常磐西郷町字落合四十一番地ほか
- 二 変更した事項
 大規模小売店舗の所在地
 （変更前）福島県いわき市常磐西郷町字金山四十一番地ほか
 （変更後）福島県いわき市常磐西郷町字落合四十一番地ほか
- 三 変更した年月日

- 平成二十八年二月二十三日
- 四 届出年月日
- 平成二十八年二月二十三日
- 五 届出をした者
- 株式会社カワチ薬品

(商業まちづくり課)

福島県告示第百三十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十八年三月十一日から同年七月十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び矢吹町産業振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年三月十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
- カワチ薬品矢吹店 福島県西白河郡矢吹町八幡町四百三十四番一ほか
- 二 変更した事項
- 1 大規模小売店舗の名称
- (変更前) (仮称)カワチ薬品矢吹店
- (変更後) カワチ薬品矢吹店
- 2 大規模小売店舗の所在地
- (変更前) 福島県西白河郡矢吹町八幡町四百三十三番一ほか
- (変更後) 福島県西白河郡矢吹町八幡町四百三十四番一ほか
- 三 変更した年月日
- 1 平成二十四年十二月六日
- 2 平成二十八年二月二十三日
- 四 届出年月日
- 平成二十八年二月二十三日
- 五 届出をした者
- 株式会社カワチ薬品

(商業まちづくり課)

福島県告示第百三十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十八年三月十一日から同年七月十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年三月十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
- カワチ薬品安積店 福島県郡山市安積町荒井字雁股八番百一ほか
- 二 変更した事項
- 大規模小売店舗の所在地
- (変更前) 福島県郡山市安積町荒井字雁股八番三ほか
- (変更後) 福島県郡山市安積町荒井字雁股八番百一ほか
- 三 変更した年月日
- 平成二十八年二月二十三日
- 四 届出年月日
- 平成二十八年二月二十三日
- 五 届出をした者
- 株式会社カワチ薬品

(商業まちづくり課)

福島県告示第百四十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十八年三月十一日から同年七月十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び二本松市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年三月十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
- ベイシア安達店 福島県二本松市油井字福岡百四十番地一ほか
- 二 変更した事項
- 1 大規模小売店舗の所在地
- (変更前) 福島県二本松市油井字福岡百四十七番地一ほか
- (変更後) 福島県二本松市油井字福岡百四十番地一ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (変更前) 株式会社ベイシア
- 群馬県前橋市亀里町九百番地
- 代表取締役 土屋 嘉雄
- (変更後) 株式会社ベイシア
- 群馬県前橋市亀里町九百番地
- 代表取締役 高山 正雄
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ベイシア

群馬県前橋市亀里町九百番地

代表取締役 土屋 嘉雄

(変更後) 株式会社ベイシア

群馬県前橋市亀里町九百番地

代表取締役 高山 正雄

三 変更した年月日

1 平成二十六年一月二十日

2 平成十九年一月一日

3 平成十九年一月一日

四 届出年月日

平成二十八年二月二十六日

五 届出をした者

株式会社ベイシア

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百四十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十八年三月十一日から同年七月十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び二本松市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年三月十一日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベイシア安達店 福島県二本松市油井字福岡百四十番地一ほか

二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ベイシア

群馬県前橋市亀里町九百番地

代表取締役 高山 正雄

(変更後) 株式会社ベイシア

群馬県前橋市亀里町九百番地

代表取締役 赤石 好弘

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 別紙書面のとおり

(変更後) 別紙書面のとおり

三 変更した年月日

1 平成二十三年三月一日

2 別紙書面のとおり

四 届出年月日

平成二十八年二月二十六日

五 届出をした者

株式会社ベイシア

(「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百四十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十八年三月十一日から同年四月十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年三月十一日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

片倉フィラチャー 福島県いわき市平字三倉六十八番地一ほか

二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要

意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百四十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十八年三月十一日から同年四月十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び泉崎村事業課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年三月十一日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ツルハドラッグ福島泉崎店 福島県西白河郡泉崎村大字泉崎字八丸百六十

五番一

二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第百四十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項で準用する同法第十条第一項の規定により、会津大川土地改良区が会津大川地区維持管理事業に係る土地改良事業計画を変更することについて、平成二十八年二月二十九日認可した。

平成二十八年三月十一日

福島県知事 内堀雅雄

（農村計画課）

福島県告示第百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で平成二十八年三月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十一日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道霊山 松川線	福島市飯野町明治字大 黒田二八番一地从ら 同 市松川町沼袋字柵 林二九番地先まで	変更前 A 一八・五	変更後 A 五・六 七・五 四四・四	一、〇七五・二 一、〇七五・二 一、一〇〇・九

(道路計画課)

福島県告示第百四十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で平成二十八年三月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十一日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員	延 長

福島県告示第百四十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で平成二十八年三月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十一日

福島県知事 内堀雅雄

福島県告示第百四十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で平成二十八年三月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十一日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道荒井 郡山線	郡山市喜久田町字遠北 原四番一二九地先から 同 市喜久田町字四十 坦五番一三二地先まで	変更前 九・五 一六・〇	変更後 一〇・二 二八・八	七三〇・七 七二六・〇

(道路計画課)

福島県告示第百四十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で平成二十八年三月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十一日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更別	敷地の幅員 (メートル)	延 長
一般国道 二九四号	白河市小田川字二枚橋 六一番地先から 同 市小田川字二枚橋 一七番三地先まで	変更前 変更後	二九・〇 三四・四 一六・一 二二・一	五〇・〇 五〇・〇 五〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第百四十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で平成二十八年三月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十一日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更別	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道矢吹 小野線	西白河郡矢吹町三城目 三八一番一地先から 同 郡同 町東川原 五九〇番一地先まで	変更前 変更後	一一・六 一一・三 一一・六 一一・三	一〇二・六 一〇二・六 一〇二・六

(道路計画課)

福島県告示第百五十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十八年三月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十一日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更別	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道塩川 山都線	喜多方市慶徳町山科字 泡ノ巻四八一一番四地 先から 河沼郡会津坂下町大字 長井字新田東一三三番 一地先まで	変更前 変更後	A 一三・五 B 一三・五 C 一一・〇 七・七	二七八・五 二七八・五 二七八・五 二六四・五

(道路計画課)

公 告

公告第五十一号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十八年三月十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 申請のあった年月日
平成二十八年三月二日
- 二 名称
特定非営利活動法人ぬく森
- 三 代表者の氏名
長沢 格
- 四 主たる事務所の所在地
福島県伊達市保原町字久保四十七番地三
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障がい者に対して自立支援を目的とし、生活援助に関する事業を行い、健やかに暮らせる地域づくりとその他の日常生活上の援助の福祉に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第五十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により、後沢地区に係る県営農村地域復興再生基盤総合整備事業（農地整備事業（通作条件型））の工事は、平成二十七年五月二十八日完了したので公告する。
平成二十八年三月十一日

福島県知事 内堀雅雄
（農村計画課）

公告第五十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。
平成二十八年三月十一日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称
伊達西根堰土地改良区

退任した役員

氏名

理事 賀藤 貞

佐藤 秀雄

小張 彰

吉田 尚夫

櫻井 元七

佐藤 春雄

林王 弘伊治

佐久間 利信

井砂 由男

大阪 藤夫

飯沼 利夫

鈴木 千代七

吉田 敏朗

亀岡 吉徳

八島 藤市

就任した役員

氏名

理事 佐藤 秀雄

小張 彰

佐久間 利信

吉田 敏朗

茨木 長利

住所

伊達郡国見町大字徳江字小林三〇番地一

伊達郡桑折町大字下郡字遠上九番地の一

同 町大字谷地字藤唐巻六番地

同 伊達市屋敷間五番地

同 福島市飯坂町湯野字暮坪二四番地

同 伊達郡桑折町大字松原字姫松一三番地

同 町字杉ノ前七九番地

同 伊達郡国見町大字藤田字中沢六三番地

同 町大字西大枝字西六番地

同 伊達市梁川町東大枝字愛宕前二〇番地一〇

同 町五十沢字羽山下三四番地

同 福島市飯坂町東湯野字外畑一九番地の一

同 伊達市新町五二番地一

同 伊達郡桑折町大字伊達崎字道林三〇番地

同 伊達郡国見町大字高城字弘前一〇番地

住所

伊達郡桑折町大字下郡字遠上九番地の一

同 町大字谷地字藤唐巻六番地

同 伊達郡国見町大字藤田字中沢六三番地

同 伊達市新町五二番地一

同 福島市飯坂町湯野字石橋一二番地

同 佐藤 春雄 伊達郡桑折町大字松原字姫松一三番地
同 菊地 孝一 伊達郡国見町大字塚野目字沢六番地
同 井砂 由男 同 町大字西大枝字西六番地
同 飯沼 利夫 伊達市梁川町五十沢字羽山下三四番地
同 鈴木 千代七 福島市飯坂町東湯野字外畑一九番地の一
同 林王 弘伊治 伊達郡桑折町字杉ノ前七九番地

（農村計画課）

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八十一条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）、その総数が八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）並びに地方自治法第八十条第一項に規定する福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）、その総数が八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成二十八年三月二日現在において、次のとおりである。

平成二十八年三月十一日

福島県選挙管理委員会
委員長 菊地 俊彦

- 一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三二、〇六九
- 二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数） 三〇〇、四二八
- 三 福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える

場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

二 本 松 市	相馬市相馬郡新地町	喜多方市耶麻郡	須賀川市岩瀬郡	白河市西白河郡	いわき市	郡 山 市	会津若松市	福 島 市	選 挙 区
一五、六六九	一一、九八三	二一、六八八	二六、一二一	三〇、一五〇	九〇、八六一	八八、八〇〇	三三、〇〇〇	七八、〇九八	
双 葉 郡	石 川 郡	東 白 川 郡	大 沼 郡	河 沼 郡	南 会 津 郡	本宮市安達郡	伊達市伊達郡	南相馬市相馬郡飯館村	選 挙 区
一八、三二四	一一、五六〇	九、二三四	七、六八一	六、四四九	七、九六八	一〇、六一一	二七、八五一	一九、六八五	一八、七四六